

第五次環境基本計画（案）に対する意見募集の結果について

平成 30 年 4 月 9 日
中央環境審議会総合政策部会

1. 概要

「第五次環境基本計画（案）」について、以下のとおり意見募集を実施しました。

(1) 意見募集期間：平成 30 年 2 月 27 日（火）から平成 30 年 3 月 19 日（月）

(2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、環境省ホームページにおける掲載、窓口での配布

(3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの利用

2. 意見募集の結果

(1) 意見件数：42 件

(2) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する考え方：別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※意見の概要に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等については、修正しております。

※意見の概要の該当ページ数、行数は、意見募集に付した際のものであります。意見に対する考え方の該当ページは、答申案に対応しています。

はじめに		
No	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>P2 L22</p> <p>復興・創生 → ここで「創生」とするのには違和感がある。「再生」の方が適当ではないでしょうか。</p>	<p>東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 8 月 11 日東日本大震災復興対策本部決定）との整合をはかるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
2	<p>P3 L17～19</p> <p>「大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りになり、これを補完する分散型のエネルギーシステムの有効性が認識された」</p> <p>本記述は削除すべき。</p> <p>理由：東日本大震災に伴い首都圏での計画停電は発生したが、柔軟性（電気事業者間での融通）があったため、限定的とすることができた。また分散型のエネルギーシステムの有効性が認識されたという根拠が明確でなく、記述は適切ではない。</p>	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものと考えられ、この旨は「エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定）」においても記載されているところ、原案どおりとさせていただきます。</p>
3	<p>P4 L14～19</p> <p>「カーボンバジェット」について記載されているが、カーボンバジェットの絶対的な数値についての気候感度には大きな不確実性がある等と指摘されていることや、そもそもパリ協定の交渉経緯においてカーボンバジェットに関する国際的な合意はなされていない。地球規模の温室効果ガスの排出削減には、国際的公平性が不可欠であり、世界の温室効果ガスの排出量シェアの約 3%に過ぎない我が国が</p>	<p>IPCC 第 5 次評価報告書によれば、2100 年までの範囲では、人為起源の発生源の CO2 累積排出量と予測される世界平均気温の変化量の間、ほぼ比例の関係があることが明らかになっています。このため、パリ協定が定める産業革命以前からの人為起源の平均気温の上昇を 2℃未満に抑える場合は、累積排出量を一定量以下に抑えることが必要となることから、原案どおりとさせていただきます。</p>

	<p>カーボンバジェットの考え方を取り入れてもパリ協定の目標達成が確保されることにはならないことから、カーボンバジェットに関する記述は不適切であり、削除すべきである。</p>	
4	<p>P4 L20～21</p> <p>温室効果ガス排出量の減少は、国民やエネルギー関連産業及びそこで働く者の弛まぬ努力の下で、「省エネルギーの推進に伴う電力消費量の減少、安全性が確認された一部の原子力発電の再稼働や再生可能エネルギー等の非化石電源の活用、火力発電の高効率利用といった電力の排出原単位の改善などによる CO2 排出削減」によって達成されていることなどを踏まえつつ、温室効果ガス排出量の減少に係る客観的事由を明確に記載すべきである。</p>	<p>温室効果ガスの排出増減に係る要因分析は、将来の地球温暖化対策の方針の検討に当たって重要であるとの認識の下、「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」に温室効果ガスの排出量の部門別の減少要因を記載しているところ、頂いた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、近年の温室効果ガス排出量の実績と要因分析の内容については、下記 URL をご参照ください。</p> <p>http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghgmrvt/emissions/results/index.html</p>
5	<p>P4 L21</p> <p>エネルギー基本計画において石炭は「安定供給性及び経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」と位置づけられており、石炭火力発電所の新增設を「課題」とすることは不適切である。従って、「新增設が計画されている石炭火力発電所」を削除すべきである。</p>	<p>石炭火力発電所の新增設計画は、2030 年度の削減目標達成に向けた課題の一つと考えているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
6	<p>P4 L24～27</p> <p>「炭素生産性については、1990 年代半ばまでは世界最高水準であったが、欧州の一部の国が着実に向上させた結果、2000 年頃から我が国の国別の順位が低下し、現在は世界のトップレベルとは言えない状況となっている。」</p> <p>本記述は削除すべき。</p> <p>理由：注釈にも書かれてある通り、産業構造の違いもあるため、単純に国際比較するのは相応しくない。従って「炭素生産性」の指標として議論を展開することは不</p>	<p>パリ協定の下で、温室効果ガス排出量を低減させつつ、一定の経済成長を続けていくためには、少ない炭素投入量で高い付加価値を生み出す必要、すなわち、炭素生産性を大幅に向上させる必要があるため、環境効率性を示す指標の一つとして、炭素生産性を分析することも有効であると考えており、原案どおりとさせていただきます。なお、分析にあたっては、脚注にも記載のとおり、産業構造の違い等にも留意しながら、丁寧に進めていく必要があると考えております。</p>

	適切。	
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向		
第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識		
	意見の概要	意見に対する考え方
7	P5 L3 意思を表明 → この場合は「意志」（物事をなしとげようとする積極的なこころざし。：大辞林）の方が適当ではないでしょうか？	「米国のパリ協定脱退表明を受けた我が国のステートメントの発出」（2017年6月2日外務省報道発表）との整合を図るため、原案どおりとさせていただきます。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004682.html
8	P5 注8 公表された印の2030 → この「印」は何を意味しているのでしょうか？	御指摘の「印」については、インドを表している。 当該記載については、最新の状況を反映し、削除しました。 また、分かりやすい表現とするため、以下のとおり修正を行いました。 英仏→イギリス・フランス、 英加→イギリス・カナダ
9	P6 L1～6 第四次環境基本計画では、「参考資料 総合的環境指標」の「iv）環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の中に『当面は「環境容量の線有料を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標」を使用する』と記述されていた。最近では〇〇県や、〇〇市などでエコロジカル・フットプリントの指標が示されているので、第五次計画では、本編に重要な指標として記述を加えるべきである。	本計画の指標のあり方については、今後の中央環境審議会総合政策部会において、議論をしていくこととしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
10	P6 L13 「中長期的には、環境基準の達成状況は概ね改善傾向にあり…一定の成果を挙げている」のであれば、現行環境基準をより厳しくするなどの措置をとるべきである。例えば二酸化窒素の環境基準は0.04ppm（日平均値の年間98%値）以下にする。	科学的知見を基に環境基準を設定しており、今後も引き続き知見の集積に努め、必要に応じて基準の再評価を検討してまいります。

11	<p>P6 L29～30</p> <p>一例として紹介した研究「地球の限界」が対応を求め、それに基づいて環境基本計画を作成したとも読めますので、修正されてはいかがでしょうか。</p> <p>(例)</p> <p>このような地球に関する諸々の課題が存在する中でも豊かな暮らしをいかに追求するかが求められている。</p>	<p>第1部第1章では、プラネタリ・バウンダリーも含めた様々な現状と課題認識について述べたあとで、末尾に「以上のような現状と課題認識に基づき、第五次環境基本計画では、今後の環境政策の展開の方向性を明らかにする」としており、原案どおりとさせていただきます。</p>
12	<p>P6 L29～30</p> <p>以下のとおり修正してはどうか。</p> <p><u>地球システムへのこれ以上の影響を回避しつつ豊かな暮らしをいかに追求するかが、課題となっている</u></p> <p>理由：研究成果に応えることが必要なのは、IPCC等世界的に共通認識となっている研究成果であるべき。(11ページの脚注で、地球の限界は、参考の位置づけとなっている)</p>	<p>プラネタリ・バウンダリーの考え方は、国際的に評価の高い学術誌に掲載された後、UNEP Year Book 2010等にも引用されていることから、信頼性の高いものであり、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向</p> <p>第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方</p> <p>2. 今後の環境政策が果たすべき役割 ～経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
13	<p>P9 L28～29</p> <p>「汚染者負担の原則」について言及しているが、そもそもの汚染者の定義が不明確であり、そのなかに地球環境問題におけるCO2を含む意図があるのであれば、経済産業省長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書(平成29年4月7日)では、「汚染者負担の原則を地球環境問題に適用することは、想定されていない。」と明記されており、政府内で統一的な見解が示されていないことから記載すべきでな</p>	<p>当該記述については、特定の政策分野(地球温暖化対策)のみを念頭に置いたものではなく、環境政策全般に関する記述であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

	い。	
14	<p>P9 L32～ P10 L14</p> <p>今後の環境政策の展開の基本的考え方として、「環境・経済・社会の統合的向上」があげられています。経済面・社会面での課題の解決にも資するよう環境政策を発送していくことの重要性を説いたものですが、現在、国内には環境政策に対して、経済効果を短期のうちに期待することができる事業でもあるならば予算をつけ取り組む、そうでないものは後回し、との考えが一部に生まれつつあるように思われます。環境政策のうち、生物多様性の再生に向けた取組みは、生物多様性基本法に明示されている通り、人類の存続基盤に関係する最重要な取組です。しかし、その再生にはその性質から一定の時間を要することなどから、経済への波及効果を、短期のうちに必ずしも十分に見込むことが難しいという事情があります。生物多様性の再生に向けた取組みが、生態系サービスのかたちで経済的に見て大きな価値を社会にもたらすことが定性的には言えても、その全体を定量評価（貨幣価値評価）して示すことが、様々な試みが行われつつあるものの、現在の学問では、残念ながらまだ困難という状況にあります。</p> <p>「環境・経済・社会の統合的向上」の考えを国内に普及することの重要性は理解しますが、誤ったかたちで受け取られないように、環境政策に対して、経済効果を短期のうちに期待することができる事業でもあるならば予算をつけ取り組む、そうでないものは後回し、との意味ではないことを、あわせて示しておく必要があります。</p>	<p>現在ただちに、経済への波及効果が見込めないものであっても、長期的な視点で環境保全と持続可能な利用を図るべきものと認識しており、「重点戦略を支える環境政策の展開」（P54）や「環境保全施策の体系」（P70）に記載している政策を揺るぎなく着実に推進して参りたいと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向</p> <p>第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方</p> <p>3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方</p>		

	意見の概要	意見に対する考え方
15	<p>P10 L22</p> <p>「我が国が遅れを取りつつあること、国際的な存在感が薄れていること」について、根拠の伴わない見解を記載することは適切ではないため、具体的な根拠を示されたい。少なくとも鉄鋼業等の個別の文脈では日本の環境・省エネ技術は世界をリードしている。</p>	<p>中央環境審議会において、国際的なESG投資の急速な進展や再生可能エネルギー導入量の急拡大などを背景として、我が国の対応の遅れを懸念する指摘が複数なされたことを踏まえた記述であり、原案通りとさせていただきます。</p>
16	<p>P10 L22～23</p> <p>「我が国が遅れを取りつつあること、国際的な存在感が薄れていることや、…」</p> <p>本記述は削除すべきである。</p> <p>理由：日本が遅れつつある、存在感が薄れているとの根拠がはっきりしない。</p>	<p>中央環境審議会において、国際的なESG投資の急速な進展や再生可能エネルギー導入量の急拡大などを背景として、我が国の対応の遅れを懸念する指摘が複数なされたことを踏まえた記述であり、原案通りとさせていただきます。</p>
17	<p>P.10～11 L39～L2</p> <p>「環境政策の観点からSDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられる。」</p> <p>本記述は削除すべき。</p> <p>理由：SDGsでは、環境を最優先（基盤）とすることまでは言及されていない。</p>	<p>環境基本法第3条の考え方も踏まえ、環境政策の観点からSDGsのゴール間の関連性を見た際の役割分担を記載したものであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
18	<p>P11 L9～13</p> <p>2030 アジェンダを用いて客観的にSDGsの重要性、特に“調和”や“全員参加”などの必要性が並ぶ文脈で、「次の一手」や「バックキャストिंग」といった考え方を記載することに違和感があり、当該文章を削除すべきである。もし、当該文章を残すのであれば、特に記述する必要のない12行目にある「バックキャストिंगの」は削除すべきである。</p>	<p>脚注にも記載をさせていただきました、SDSN（Sustainable Development Solution Network）「Getting Started with the Sustainable Development Goals: A Guide for Stakeholders」においても、バックキャストिंगが有効な手法である旨記載されているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
19	<p>P11 L9～13</p>	<p>脚注にも記載をさせていただきました、SDSN（Sustainable Development Solution</p>

	<p>以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「また、SDG sの達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行う<u>だけ</u>ではなく、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという思考法、すなわち未来を考えて「次の一手」をどう指すか、という「バックキャスト」の考え方も重要とされている。」</p> <p>理由：バックキャストの考え方そのものに異を唱えるものではないが、そのようなアプローチをとると、コストを度外視して現状及び近い将来に導入が見通せる技術による解決を図る傾向となってしまう、現在予見できていないイノベーションの創出を阻害する虞がある。そして、イノベーションが進まず、どこかで行き詰った場合に、状況に応じて柔軟に行動を変えることが困難になり、結果的に見込みの薄いシナリオに固執することになりかねない。</p> <p>SDG s「持続可能な開発目標」に掲げる課題については、必ずしも科学的知見等の不確実性が解消されたものばかりではなく、様々な状況変化に対して行動を柔軟に変化させることも重要になってくるので、現時点でアプローチ方法をバックキャストに限定することは適切でない。</p>	<p>Network)「Getting Started with the Sustainable Development Goals: A Guide for Stakeholders」においても、バックキャストが有効な手法である旨記載されているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向</p> <p>第3章 環境政策の原則・手法</p> <p>1. 環境政策における原則等</p>		
	<p>意見の概要</p>	<p>意見に対する考え方</p>
<p>20</p>	<p>P12 L8</p> <p>環境政策における原則等に、水田が減災機能や農業基盤的機能を持つように、公益的機能の高い土地利用（生物多様性保全）に対するインセンティブに関する取組を追加すべきである。</p>	<p>「国土のストックとしての価値の向上」において、人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用について記載をしておき、原案どおりとさせていただきます。</p>

21	<p>P12 L13</p> <p>「環境負荷の増大につながらない」に加え、環境改善を含めた記述とすべきである。</p>	<p>第四次環境基本計画を踏まえて記載した箇所であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
22	<p>P12 L13</p> <p>(デカップリング) → この言葉「デカップリング」はここにしか出てきません。ここにあって書き記す必要がありますか？</p>	<p>第四次環境基本計画を踏まえて記載した箇所であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
23	<p>P12、13 L38～1</p> <p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p><u>取り組みとしての効率性、例えば地球温暖化対策であれば適応対策等も勘案しつつ、今後、予防的な取り組み方法に基づく施策を推進・展開していく必要がある。</u></p> <p>理由：適応など、他の施策との経済性の観点も踏まえた判断とすべき。</p>	<p>同程度の効果が見込まれる複数の政策手段があった場合に、費用対効果に優れた対策を採用すべきことは当然であると考えます。他方で、不確実性が存在する状況下において、リスクの定量的評価が困難となり、その結果、対策効果も定量的に把握することが困難な場合に、そのことを理由として、対策をとらなかつたり遅らせたりするべきではないことが予防的な取組方法の考え方であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
24	<p>P13 L7～9、P66 L5～37、P69 L29～34</p> <p>地球温暖化対策を含む環境政策は国民全体の課題であるとともに、国民生活や産業、そこで働く労働者に大きな影響を与える重要な政策である。特に、その実行に伴うコスト負担等に対する国民の理解と協力がなくしてあり得ない。</p> <p>実際の環境政策に係る施策については、S+3E（安全性+安定供給、経済効率性、環境適合）を前提とし、国民負担や雇用、経済成長、産業の競争力への影響等の全体像について、施策の実施に伴うプラス・マイナス両面の客観的で具体的なデータや情報等が政府統一見解として分かりやすく開示、分析、評価された上で丁寧な議論が行われるべきである。</p> <p>また、計画の実効性を高めるためには、各種施策の実施を担う国民一人ひとり、地方公共団体、事業者、そこで働く労働者など各主体にとって取組意欲が湧くような現場に沿った現実的で実現可能性ある施策の展開が極めて重要である。</p>	<p>環境政策の展開にあたっては、あらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、当事者意識を持って、自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要であると認識しております。</p>

25	<p>P13 L14～21</p> <p>「汚染者負担の原則も考慮し汚染者に負担を課すことによる外部性の内部化」、 『「汚染者負担の原則」を活用し、環境汚染防止のコストを、価格を通じて市場に反映』等の文言について、炭素税や国内排出量取引制度といった明示的カーボンプライシングを盛り込む方向性を示唆するのであれば、炭素リーケージを通じた国内における産業の空洞化と雇用喪失、地球規模での排出量の増大、国際競争力の低下、温暖化対策に不可欠な革新的技術の開発・普及の阻害など、「環境と経済の両立」という地球温暖化対策の理念に逆行しかねないため、エネルギー関連産業に働く者としては看過できるものではなく、到底受け入れられない。</p>	<p>当該記述については、特定の政策分野（地球温暖化対策）のみを念頭に置いたものではなく、環境政策全般に関する記述であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
26	<p>P13 L15～16</p> <p>「汚染者負担の原則」に CO₂が含まれ、「環境汚染防止のコストを、価格を通じて市場に反映する」手法に新たな炭素税や、石油石炭税および地球温暖化対策税の増税などが含まれるならば反対。</p> <p>(理由)</p> <p>炭素税をはじめとする規制的手法は、企業に直接の経済的負担を課す手法であり、企業の国際競争力を削ぐとともに、低炭素化に向けた研究開発や投資意欲を減退させイノベーションを阻害すると考えます。</p> <p>私どもは、こうした観点からも石油諸税の更なる増税や石油諸税に係る税収の使途拡大等、石油に対するこれ以上の増税に一貫して反対しております。</p>	<p>当該記述については、特定の政策分野（地球温暖化対策）のみを念頭に置いたものではなく、環境政策全般に関する記述であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
27	<p>P13 L34～36</p> <p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p>「<u>効果を有意に示す事実に基づいた政策等</u>、新たな政策手法の開発や既存の政策手法の改良、適用範囲の拡大、既存の政策の整理・統合・廃止などを行っていくこ</p>	<p>ご指摘の趣旨については、「新たな政策手法の開発」、「既存の政策手法の改良」に含まれると認識しており、原案どおりとさせていただきます。</p>

	<p>とが必要である。」</p> <p>理由：海外諸国では実施されているが、日本では十分でなかった上記のような対応も必要。</p>	
28	<p>P14 L11～16</p> <p>再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金により電気料金が高くなっています。排出量取引や炭素税などで電気料金や、生活に欠かせないガソリンや石油の価格がさらに上昇する懸念があり、私たちの家計、特に所得が少ない家庭では電気料金等の負担は大変重荷となりますので、一消費者として排出量取引や炭素税の導入は反対です。また、今の日本のエネルギー事情を考慮すれば、こういった経済的手法は日本になじまないと思います。</p>	<p>当該記述については、特定の政策分野（地球温暖化対策）のみを念頭に置いたものではなく、環境政策全般に関する記述であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
29	<p>P14 L11～16</p> <p>ある政策目的の確実な実現を促す環境政策手法として、「経済的手法」のなかで「課税等による経済的負担を課す方法」と「排出量取引」を挙げているが、地球温暖化対策において、これらの規制的手法は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として国連に提出した我が国の約束草案（2030年度26%削減（2013年度比））の算定基礎にも含まれていない。</p> <p>我が国においては、既存の地球温暖化対策税や石油石炭税をはじめとするエネルギー諸税、再生可能エネルギー固定価格買取制度、産業界における自主行動計画、さらに2018年度以降にFIT電源を先行して新たに導入される非化石価値取引市場などの多層的な明示的・暗示的なカーボンプライシング諸施策の効果や関係性、また、それらを踏まえたエネルギーコスト全体や限界削減費用の国際的な均</p>	<p>当該記述については、特定の政策分野（地球温暖化対策）のみを念頭に置いたものではなく、環境政策全般に関する記述であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

	<p>衡などを十分に精査しつつ定量的に分析・評価することが先決であり、現段階で「炭素税」や「排出量取引制度」といった明示的カーボンプライシングによる規制的手法の導入・強化についての議論は拙速であり、削除すべきである。</p>	
30	<p>P14 L20～22</p> <p>「事業者などがその努力目標を社会に対して広く表明し、<u>社会に対する自らの責任と捉え自主的に取組む場合には、</u>」</p> <p>理由：これまで成果を上げた自主的取組みが社会公約化されるべきものと位置付けることは不適切。</p>	<p>社会に対して広く表明し、事実上社会公約化されたものとなる場合には更に大きな効果を発揮することを記載しているものであり、社会公約化されるべきものと位置づける趣旨ではないため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第1章 重点戦略設定の考え方</p> <p>1. 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
31	<p>P16 L19</p> <p>「その地域に賦存する資源を有効活用すること」については、賦存する資源が貿易財である場合、その財は必ずしも当該地域に留まらず地球規模で有効活用されるものであるため、「その地域に賦存する貿易財となるもの以外の資源を有効に活用すること」と修文すべき。</p>	<p>地域に賦存する資源を貿易財にすることを、否定しているものではありませんので、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第1章 重点戦略設定の考え方</p> <p>2. パートナーシップの充実・強化</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
32	<p>P18 L8</p> <p>水田など民地における生物多様性保全の取組みも積極的に取り組むことを明記す</p>	<p>「国土のストックとしての価値の向上」等において、ご意見の趣旨は記載しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>

	べきである。	
33	<p>P18 L10</p> <p>様々な事業活動に際して、公害防止の取組みはもとより～”を”様々な事業活動に際して、自然環境への配慮、公害防止の取組みはもとより～”とすべきである。</p> <p>理由：このパラの文脈をみると、製造業を意識しての事業者のとりべき行動として記載されている気がありますが、再エネの発電事業者など、建設事業者にもとめるべき自然環境への開発負担低減の配慮がすっぽ抜けている。</p>	<p>ご指摘の箇所については、あらゆる事業者を含めた記載であると認識しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
34	<p>P18 L22</p> <p>：「NPO・NGO、教育機関、研究機関、科学者コミュニティ、協同組合、<u>労働組合</u>など、」（←関係主体としての労働組合の位置づけ）</p> <p>理由：国、地方自治体、事業者、民間団体、国民とされているカテゴリを見直して臨む必要があると考える。政府・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（2016年12月 政府SDGs推進本部）においては、アジェンダの実施とレビュー等に当たっては、国はもとより、NPO・NGO、民間企業、消費者、地方自治体、科学者コミュニティ、労働組合等の広範なステークホルダーとの連携の推進の必要性を述べている。</p> <p>本環境基本計画案にある施策の実施と展開は、SDGsのアジェンダの推進と密接であり、その関係性について累次の記載がある。この推進主体について、環境基本計画における定義では、第一次から第四次、今次案に至るまで、一貫して「国」「地方自治体」「事業者」「民間団体」「国民」としているが、「環境と経済・社会の統合的向上」を基本理念としていることに伴って、関わる分野も広範化することから、このカテゴリを見直す必要があるものとする。OECDにおいても、TUAC（労組諮問委）とBIAC（経済産業諮問委）に見られるように、政労</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり、修正します。</p> <p>「NPO・NGO、教育機関、研究機関、科学者コミュニティ、協同組合、<u>労働組合</u>など、」</p>

	<p>使の三者で環境関連課題に取り組むべく設計されており、SDGsのアジェンダの実施についても、政府と産業労使の三者による対話によってすすめられるべきものと考えており、本案において、「事業者」が位置づけられているのであれば、「労働組合」のカテゴリについても、次期計画では検討されてもよいのではないかと考える。</p>	
35	<p>P18</p> <p>パートナーシップに、金融機関を追加して、ESG金融等による環境政策の実現を目指す等を明記してはどうか。お金の流れを変えて未来を創る等のESG金融懇談会とリンクさせて記述することを提案したい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり P18 に追記します。</p> <p>「加えて、環境面への配慮を考慮した投融資を通じて、金融機関や投資家等は持続可能な社会の構築のための資金の流れを生み出すことが期待される。」</p>
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開</p> <p>1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
36	<p>P22 L6～8</p> <p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p>「持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上(天然資源投入量や温室効果ガス排出量を低減させながら経済成長を実現すること)を目指す。」</p> <p>理由:「炭素生産性」を指標とすることは、適切性の観点から問題があるため</p>	<p>パリ協定の下で、温室効果ガス排出量を低減させつつ一定の経済成長を続けていくためには、少ない炭素投入量で高い付加価値を生み出す必要、すなわち、炭素生産性を大幅に向上させる必要があるため、環境効率性を示す指標の一つとして、炭素生産性を分析することも有効であると考えており、原案通りとさせていただきます。</p> <p>資源生産性については、第一次循環型社会形成推進基本計画から一貫して循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための「物質フロー指標」となっていることから、原案通りとさせていただきます。</p>
37	<p>P22 L14</p> <p>再生可能エネルギーのみに焦点が当てられており、現行の「エネルギー基本計画」及び「長期エネルギー需給見通し」におけるエネルギー政策の基本的視点である</p>	<p>「重点戦略を支える環境政策の展開 1.気候変動対策」において、エネルギーミックスとも整合を図る旨を記載しており、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>また、P25に「再生可能エネルギーについては、2017年4月に施行したコスト効率的な導入</p>

	<p>「S + 3 E」が欠落している。</p> <p>再生可能エネルギーは、エネルギー安全保障や地球温暖化対策などの観点から、その導入拡大に向けた取組をより一層促すべきであるが、基本的な考え方の「我が国に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用」の前段として、「火力発電の高効率化」「安全性が確認された原子力発電の活用」を追記すべきである。</p> <p>○自然変動の再生可能エネルギーの急速な普及拡大に伴い、固定価格買取制度による賦課金の上昇や電力需給調整・蓄電池などを含めた系統安定化対策など解決すべき課題が顕在化している実情を踏まえた上で、基本的考え方のなかに、「再生可能エネルギーは電力の安定供給への影響等も勘案し、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえた最大限の導入と国民負担の抑制を両立させる」という主旨を追記すべきである。</p>	<p>を促す「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 59 号）の適切な運用に加え、系統制約の克服や研究開発など総合的な施策を講じていくことにより、再生可能エネルギー源間のバランスの取れた最大限の導入と国民負担の抑制を両立させながら、自然環境や地元と調和した開発を促進し、中長期的な電源自立化を目指す。」と記述しているところであり、ご指摘の箇所については、原案通りとさせていただきます。</p>
38	<p>P22 14～15</p> <p>以下のとおり、修文してはどうか。</p> <p>「我が国に賦存する再生可能エネルギーを<u>経済合理的に</u>最大限活用すること等によって、」</p> <p>理由：コスト度外視の再エネ導入では、後段に記載のある、「国際収支の改善」や「日本の産業競争力強化」の弊害となる。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、P25 に「再生可能エネルギーについては、2017 年 4 月に施行したコスト効率的な導入を促す「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 59 号）の適切な運用に加え、系統制約の克服や研究開発など総合的な施策を講じていくことにより、再生可能エネルギー源間のバランスの取れた最大限の導入と国民負担の抑制を両立させながら、自然環境や地元と調和した開発を促進し、中長期的な電源自立化を目指す。」と記述しているところであり、ご指摘の箇所については、原案通りとさせていただきます。</p>
39	<p>P22 L26</p> <p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p>「経済全体を「量から質へ」転換するとともに、労働生産性を向上させていく、」</p> <p>理由：量から質への転換と、労働生産性の向上とは必ずしも関連しない。</p>	<p>当該記述については、因果関係を示唆したものではないため、原案どおりとさせていただきます。</p>

40	<p>P22 L26</p> <p>経済全体を「量から質」に転換し、<u>ディーセント・ワークを前提としつつ労働生産性を向上させていくとともに</u></p> <p>(← SDGs のゴールのひとつであることを明確化させる)</p> <p>理由：当該記述の趣旨である「現在の物質フローを～最適化していく」に異論はないが、これについて、「環境と経済・社会の統合的向上」の考え方に根ざせば、資源循環効率や炭素生産性の向上と労働生産性の向上との統合は、SDGs の8つ目のゴールでもある「Decent Work and Economic Growth」の達成があって初めて「達成した」といえるものであることと考えるため。</p>	<p>社会との様々な関わりについて、多様な観点があることは認識しておりますが、当該箇所は、環境と経済についての全般的な総論を記載している箇所であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
41	<p>P25 L18 ～ P26 L12</p> <p>再生可能エネルギーについて、「長期エネルギー需給見通し」では、「国民負担抑制とのバランスを踏まえつつ、電力コストを現状よりも引き下げる範囲で最大限導入することを見込む」とし、2030年度の電源構成に占める割合を「22～24%」としていることから、再生可能エネルギーの最大限の導入については、「2030年度時点においては、長期エネルギー需給見通しで示された22～24%への拡大を見込む」旨を追記すべきである。</p> <p>○平成23年の「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の国会審議における附帯決議では、「太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過等において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要措置を講ずること」と決議している。また、総務省「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査」(2017年9月)においては、「将来、耐用年数の経過等に伴い、2030年代半ば頃から使用済み太陽光</p>	<p>エネルギー需給見通しについては、今後のエネルギー基本計画等の見直しの中で、議論がなされていくものと認識しているため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>太陽光発電設備については、P82に「太陽光発電設備などの低炭素製品の3Rを推進し、これら低炭素製品の普及を促進する。」と記載しているので、原案どおりとさせていただきます。なお、現在見直しが行われている循環型社会推進基本計画において、詳細な取り組みを記述することを検討しています。</p>

	<p>パネルの排出量が急増する見込みであり、パネルには鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、関係法令に沿って適正な廃棄処理が必要」とされ、環境省及び経済産業省に対し勧告がなされている。</p> <p>再生可能エネルギーの最大限の導入を支えるためには、太陽光パネル等の設備の適正な処理方法等を構築することが不可欠であり、計画（案）の「再生可能エネルギーの最大限の導入」の原案に加え、「太陽光パネル等の設備の回収・適正処理、リサイクルシステムの構築」について、その具体的取組を追記すべきである。</p>	
42	<p>P25 L32～33</p> <p>ゾーニング手法の検討結果を踏まえた風力発電導入促進の在り方の検討や（中略）を行う”を次のように修正すべきである”ゾーニング手法の検討結果を踏まえて各地でゾーニングの取組みを進め（中略）を行う”</p> <p>理由：文章を読むと、現在環境省で進めているゾーニング手法の検討結果を踏まえて、またチンタラと新たな検討をするように見えます。が、そんな時間は地域に残されていないので、とっととやるように促すべき。</p>	<p>環境省においては、風力発電に係るゾーニング手法に係るマニュアルを2018年3月に作成・公表したところであり、今後その普及を図り、各地域でのゾーニングの取組を促進してまいりたいと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
43	<p>P25 L34</p> <p>水力発電の電源開発にあたっては水利権が導入の障害になりうることから、水利権の円滑な調整を図ることを計画に記入すべきである。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進のため、小水力発電に係る水利使用手続の円滑化・簡素化を図る措置を行っているところであり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>P26 L10</p> <p>熱利用に関して、再生可能エネルギー熱だけでなく、火力発電の排熱も有効に利用できるよう、地域熱供給システムの拡充を図るべきである。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>P26 L10、P31 L29</p> <p>再生可能エネルギーとして「下水熱」の記載がありますが、「下水熱」は再生可能エネルギーではなく、後述（P26、10行目）の未利用廃熱の方に入るべきもので</p>	<p>「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定。）を踏まえ記載したものであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

	<p>はないでしょうか。</p> <p>エネルギー供給高度化法に関する政令（平成 21 年第 222 号）の第四条には、再生可能エネルギーとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスとあります。「下水熱」は「自然界に存する熱」ではなく、下水処理場や下水管のような人工的設備に存する熱と解釈すべきではないでしょうか。あるいは、「下水熱」が「自然界に存する熱」であると定義・解釈された公的なものはあるのでしょうか。</p>	
46	<p>P.26 L.15～22</p> <p>燃料電池は省 CO2、省エネ性能に優れており、今後更に高効率化などの技術開発や普及拡大が見込まれ、低炭素社会に寄与すると考えられる。また、Power to Gas は、メタネーションなどの用途も含め、再生可能エネルギーの余剰電力吸収など系統変動の対策として有効で、再生可能エネルギーの普及拡大に向けて貢献すると考えられる。以上のことより、燃料電池、Power to Gas を取り上げている点に賛同する。</p>	<p>水素利用に関して、燃料電池での利用による総合エネルギー効率の向上への貢献や、再生可能エネルギー由来の電気の貯蔵(Power-to-Gas)による系統安定化への貢献等の重要性を認識しており、今後も家庭・業務・産業分野における水素利用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p>
47	<p>P27 L3</p> <p>木質バイオマスの発電・熱利用の拡大等</p> <p>木質バイオマスはガス化した後、水素と二酸化炭素に分離し、水素は発電・熱利用し、二酸化炭素は再エネ由来水素（たとえば太陽光発電の水電解）とメタネーション（再エネメタン合成）をおこなうべきである。再エネメタンは都市ガスに注入することにより、家庭からの二酸化炭素削減に資する。</p>	<p>水素と CO2 と合成することでメタン化するメタネーションは、メタンをエネルギーキャリアとし、①国内における既存のエネルギー供給インフラ（都市ガス導管や LNG 火力発電所等）の活用や、②熱利用の低炭素化の観点から大きなポテンシャルを有するものと認識しており、「水素基本戦略（平成 29 年 12月26日 再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定）」においてもメタネーションの普及方策の検討を行うこととしているところ、頂いた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
48	<p>P27 L3</p> <p>バイオガスを活用した発電及び熱利用</p> <p>メタン発酵発電は F I T 対象のため、バイオガスの都市ガス注入熱利用が進んで</p>	<p>再生可能エネルギーの導入拡大に当たって、多様な手法を検討することの重要性については認識しているところ、頂いた御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>いない。メタン発酵ガスに含まれるCO₂はバイオマス由来の貴重なものなので、都市ガスでの利用をすべきである。2050年になっても都市ガス配管インフラはなくなるので、再エネ由来メタンを活用すべきである。</p>	
49	<p>P27 L23</p> <p>金属回収に関しては、すでにリサイクルシステムが地球規模で確立され、経済合理性のもと、効率的に再生利用が実現されている金属がある。「ベースメタルやレアメタル等の金属の回収量の更なる増大」には、「リサイクルに課題のある」と追記し、対象を明確にすべきである。</p>	<p>「ベースメタルやレアメタル等の金属の回収量の更なる増大」については、リサイクルに課題がある金属に限定するものではなく、既にリサイクルが一定程度進められている金属についても、回収や中間処理等の各段階を効率化し、再資源化量を高めていくことも含んでいるため原案のとおりとさせていただきます。</p>
50	<p>p 24 L29</p> <p>コジェネレーションシステムは、有効だとする意見</p> <p>私たちは、持続可能な資源循環型社会を築いていくために、電気・熱を有効利用する分散型エネルギーシステムを提案しています。さらなる省エネルギーの推進が求められている現代では、理想的な分散型エネルギーシステムとして大きな注目を集めているのがガスを中心としたコジェネレーションシステムです。必要な場所で必要な時に必要な分だけ発電できる高効率なオンサイトシステムなうえに、天然ガスが燃料なので、CO₂やNO_xの排出量が少なく、地球温暖化防止にも貢献します。</p> <p>推薦する理由は①熱と電気を同時に発生し、高い総合効率から省エネ・省CO₂に貢献すること。②他の不安定な電源（太陽光、風力等の自然エネルギー）と組み合わせることでコジェネレーションが出力することにより、安定的な電源として機能させることが可能であること。</p> <p>③系統の停電時等に、地域で自立した電力・熱の供給が可能であること。特に非常用発電機との同期運転により、広範囲な給電が可能であることさらに、ガスが供給</p>	<p>当該箇所については、個別の機器・設備等について列挙をするものではなく、制度等について記載をしている箇所であるため、原案どおりとさせていただきます。なお、コジェネレーションの利用については、重要であると考えており、原案にも記載させていただいているところです。</p>

	<p>されている限り、長時間給電可能であること。</p> <p>本環境基本計画（案）の33ページ2～6行目の記載は、レジリエンスの観点で上記②③に着目した内容となっていることから賛同致します。加えて昨今、都市部の開発街区におけるコジェネレーションを中心とした再生可能エネルギーとのスマートなシステムの導入事例が一段と増えていること等、上記①の特長である「平時においてコジェネレーション導入による省エネ・省CO2、電力の安定供給への貢献度も大きいこと」から、24ページ29行目「徹底した省エネルギーの推進」の項でも、その旨について取り上げていただきたいと思います。</p>	
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開</p> <p>2. 国土のストックとしての価値の向上</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
51	<p>P29 L22～25 P.33 L2～6、P.35 L1～3</p> <p>S+3Eの観点から、集中型エネルギーと分散型エネルギーとの双方向型によってエネルギー供給構造に柔軟性を与えることが有用であり、自立した分散型エネルギーとして再生可能エネルギーを最大限導入することのみで、一概に災害時も含めたエネルギーの安定供給や国土強靱化が図られるとは限らない。「再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーの構築は、地域に新しい産業を起し、地域活性化につながるものであるとともに、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものである」とした「エネルギー基本計画」の記述も踏まえつつ、整合を図るべきである。</p>	<p>P33 「国土のストックとしての価値の向上」の中で、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入することや、廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけることで、災害が生じた際も必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で総合的な取組を推進する。」と記載しておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
52	P29 L22～25	再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源など

	<p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p>「自然環境が有する多様な機能を有効に活用した地域の防災・減災力の強化等、自立・分散型エネルギーの導入による災害時も含めたエネルギーの安定供給、廃棄物の平時から災害時までの一貫した処理システムの確保など、環境に関する取組はレジリエンスの向上にもつながるものであると考えられる。」</p> <p>理由：自立・分散型のエネルギーの導入が、必ずしも地域における災害時のエネルギー安定供給に貢献できるわけではない。</p> <p>※環境基本計画（案）には、</p> <p>地域に自立・分散型（再生可能）エネルギー導入⇒地域のエネ収支改善⇒大規模災害時も安定供給可能⇒レジリエンスの向上（国土強靱化に寄与）という記述が頻出するが、</p> <p>①太陽光・風力などの再エネ電源は自然変動型電源であるため、供給は不安定。</p> <p>②電圧等が不安定な電源は、大規模災害時の電源として利用困難。</p> <p>よってレジリエンス向上への寄与は限定的</p>	<p>からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものと考えられ、この旨は「エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定）」においても記載されているところ、原案どおりとさせていただきます。</p>
53	<p>P30 L15～16</p> <p>既存行政刊行資料（※）に示された内容と整合を図る観点からも、以下のとおり修文すべきである。</p> <p>「大型水鳥類等をシンボルとし、河川を基軸とした流域、地方圏域、全国など様々な空間レベルでの生態系ネットワークを構築する。」 下線部分の加筆</p> <p>※『川からはじまる 川から広がる 魅力ある地域づくり 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成』（国交省 河川環境課）の中の pp.3～4「河川を基軸としたネットワーク」→「指標種」となる生き物を選ぶ→「広域的な繋がりを示</p>	<p>本記載の「大型鳥類」にはシマフクロウも含まれているため、原案どおりとさせていただきます。また、生態系ネットワークの構築について、様々な空間レベルがあることはご指摘のとおりであり、P73 の生態系ネットワークの項目で「さまざまなスケールで」と記述しております。</p> <p>P30 の記述につきましては、今後の重点的に取り組む施策として、河川を基軸とした流域での生態系ネットワークの構築を記述したものであり、原案どおりとさせていただきます。</p>

	<p>す指標種」</p> <p>『生物多様性国家戦略 2012－2020』 第3部【広域連携施策】「第1節 生態系ネットワーク 1 生態系ネットワーク」</p>	
54	<p>P31 L18</p> <p>「生物多様性の保全上の優先順位を踏まえて、特定外来生物の新規指定、防除事業の実施を進めるとともに、ペット動物をはじめとした合法的な外来生物の国内移動について、地域ごとの特異性・希少性を踏まえた管理・規制ルールの整備と普及啓発を推進する。また、ヒアリ等の非意図的に国内に侵入した外来生物について、初期段階の水際対策を徹底すること。」とすべきである。理由：外来生物については、島などの閉鎖的生態系ごとに住民理解とともに管理と規制を行うことが、国内の多様な生態系及びそこに生息する固有種の保全に不可欠である。</p>	<p>生態系等に影響を与えるおそれのある外来生物については、ペット動物を含め、必要に応じて特定外来生物に指定し、国内移動を含めた飼養や譲渡し等の規制を行っており、また、ペット動物については終生飼養を基本として遺棄をしないように普及啓発を進めているところですので、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>「生物多様性の保全上の優先順位を踏まえて、特定外来生物の新規指定による飼養等、輸入及び譲渡しの規制、適正な飼養等の確保のための普及啓発、防除事業の実施を進める。また、ヒアリ等の非意図的に国内に侵入した外来生物について、初期段階の水際対策を徹底すること。」</p>
55	<p>P31 L29</p> <p>下水熱は再生可能エネルギー熱の範疇に入るのか。</p>	<p>「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定。）を踏まえ記載したものであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
56	<p>P33 L2～6</p> <p>持続可能な社会構築のためには、益々の再生可能エネルギー導入促進が必須となるが、需要とのマッチングおよび系統安定化のための高効率な火力電源との組み合わせによるスマートシステムが必須となる。当該火力電源としては高効率ガスエンジンなどが最適機種であるが、システムとしての総合効率を高める事によりレジリエンスとしての役割とシステム全体の高効率化による省エネルギー・省CO2の一石二鳥が図れることになる。ゆえに、「地域ごとの自立した分散型電源コージェネレーションを再生可能エネルギーと組み合わせ、再生可能エネルギーの導入量を最大化させる」本計画の内容に賛同したい。</p>	<p>本計画にご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>また、再生可能エネルギー源として、廃棄物発電など地域賦存型の推進と同時に、地域賦存のみでは補えない充充分として地域外からのエネルギー源を導入する等、柔軟性のある幅広い選択により事業運営の確保を継続することは、持続可能な観点からも必須であると考えます。</p>	
57	<p>P33 L2～6</p> <p>コージェネレーション、燃料電池は省エネ、省 CO2 性能に優れ、普及拡大により低炭素社会に貢献する。また、再生可能エネルギーとの組み合わせにより、系統変動吸収などシステム安定化が図られるとともに、環境性とレジリエンス向上を同時に解決するため、この記述に賛同する。</p>	<p>地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コージェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入することで、国土強靱化と低炭素化、資源循環で整合的な取組を推進することは重要であり、頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開</p> <p>3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
58	<p>P34 L14～15</p> <p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p>「地域の再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入は、地域のエネルギー収支を改善するとともに、雇用促進や国土強靱化にも寄与することが期待される。」</p> <p>理由：自立・分散型のエネルギーの導入が、必ずしも地域における災害時のエネルギー安定供給に貢献できるわけではない。</p>	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものと考えており、この旨は「エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）」においても記載されているところ、原案通りとさせていただきます。</p>
59	<p>P35 L5～9</p> <p>以下のとおり修文してはどうか。</p> <p>(地域の再生可能エネルギー活用の推進)</p>	<p>P54 の「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入」で、地域の再生可能エネルギーの活用の推進とご意見の趣旨は記述済みであり、ご意見をいただいた項目は、再生可能エネルギーの導入等による地域の低炭素化を自立的に普及させる事業推進主体を形成する施策と</p>

	<p>地域の再生可能エネルギーの活用を推進することにより、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化が事業として持続的に展開することが可能となる。このため、地域の低炭素化の自立的な普及を促進する<u>事業</u>の形成を促進する。</p> <p>理由：重要なのは「地域の再生可能エネルギーを活用し低炭素化を推進する」ことであり、特定の事業体の形成ではない。</p>	<p>して区別して記述していることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
60	<p>P36 L16</p> <p>「エコツーリズムに取り組む地域に対し、地域の自然観光資源を解説し、魅力的なプログラムづくり、地域の自然観光資源を保全しつつその魅力を伝えるガイド及びコーディネーター等の人材育成、戦略的な広報活動等を支援し、GSTC 認証の獲得による運営管理と国際的発信をすすめるとともに、地域固有の魅力を活かした持続的な地域づくりを推進する。」とすべきである。理由：人材育成や広報活動の具体性や国際基準での品質管理やその浸透を図るため、GSTC の国内普及拡大は必要である。</p>	<p>国際基準の導入については、国内のエコツーリズムの普及状況等を踏まえ、慎重に検討していく必要がありますので、原案どおりとさせていただきますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
61	<p>P37 L4～9</p> <p>捕獲制度（狩猟，有害鳥獣捕獲，個体数調整，指定管理鳥獣捕獲等事業）の多様化にともない、従事者の人材像に求められる知識や技能も多様化しています（これは認定鳥獣捕獲等事業者制度の発足に象徴されます）。そのため、もはや教育や育成の在り方を、一律に論じることはできません。また、「専門的な捕獲技術者」と「趣味（個人的な動機）をベースとする狩猟者」との役割分担も、十分に周知されているとは言えません。これらの現実を踏まえ、「捕獲活動の一層の強化に向け、捕獲従事者の育成・確保を図る」の部分には、捕獲従事者の人材像ならびに教育・育成の在り方における「多様化」を意識した記述をすることを提案致します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、他の意見と合わせ、37ページ L4～5を下記のとおり修正いたします。</p> <p>「捕獲活動の一層の強化に向け、<u>各種捕獲制度ごとに異なる目的や機能を踏まえ、それぞれに応じた捕獲従事者の育成・確保を進める等、捕獲体制の整備を図る。</u>」</p>

	<p>修正文案：「捕獲体制の一層の強化に向け、各種捕獲制度ごとに異なる目的や機能を踏まえ、それぞれに応じた捕獲従事者の育成・確保を図る。」</p>	
62	<p>P37 L4～9</p> <p>新技術について</p> <p>ICTを始めとする新技術の開発が続いていることは事実です。しかし、現場ではそれを生かすための運用体制が整わず、「次々と新技術を導入しては失敗する」状況が繰り返されています。また、シャープシューティングとは「技術論」ではなく「体制論」としての名称です（注釈参照）。これらを踏まえ、「また、ITCやシャープシューティング等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及や獣種の特性に応じた捕獲対策を推進するほか、」の部分については、下記の記述とすることを提案致します。</p> <p>（注釈）農水省監修の「野生鳥獣被害防止マニュアル」の62-63ページにも体制論であることは明記されております。</p> <p>修正文案：「また、ICT等を用いた効率的な技術の開発ならびに新技術を効果的に運用するための体制整備策を推進し、シャープシューティング体制の導入など獣種の特性に応じた捕獲対策も強化する。」</p>	<p>体制整備については、新技術に限定した課題ではなく、捕獲全体に関することであるため、他の意見と合わせ、以下のとおり修正いたします。また、環境省では、指定管理鳥獣捕獲等事業費により、都道府県が行う効果的な捕獲を促進するための取組を支援しており、技術開発だけでなく、当該技術を運用する体制整備にも活用いただいております。</p> <p>「<u>捕獲活動の一層の強化に向け、各種捕獲制度ごとに異なる目的や機能を踏まえ、それぞれに応じた捕獲従事者の育成・確保を進める等、捕獲体制の整備を図る。</u>」</p>
63	<p>P37 L4～9</p> <p>食肉（ジビエ）について</p> <p>野生鳥獣から得られる産物は貴重な自然資源であり、水産資源と同様に適切な資源管理のもとで、計画的かつ持続的に利用する必要があります。現行のジビエ振興策には資源管理の視点が欠如していることから、「捕獲した鳥獣の一部について、食肉（ジビエ）や革の利用など地域資源としての有効活用を図る等、地域における産業化を推進する。」の部分は、下記の記述とすることを提案致します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>捕獲した鳥獣の一部について、食肉（ジビエ）や革の利用など地域資源としての計画的・持続的な有効活用を図る等…</u>」</p>

	修正文案：「鳥獣を自然資源と位置づけ、捕獲鳥獣の一部を適切な資源管理のもと食肉（ジビエ）などとして計画的・持続的な活用を図り、地域振興の一助として推進する。」	
64	P37 L16 「持続的な活用（環境配慮型商品の開発、ブランド化、観光の推進など）目指した6次産業化を、専門家や産業セクターの連携により構築を支援するとともに、生物多様性の保全と地域経済活性化の好循環を追求する。更に低炭素・資源循環・自然共生の統合を目指す」と修文すべきである。意見：地域の自然資源や農業などの一次産業を高付加価値化をめざす6次産業化は、生態系への保全とその持続モデルを図るうえで重要である。	本文中の「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」において、ご意見の趣旨は記載しているため、原案どおりとさせていただきます。
第2部 具体的な環境政策の展開 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開 4. 健康で心豊かな暮らしの実現		
	意見の概要	意見に対する考え方
65	P40 L14 この調達コードに合致した農産物等の食材の調達を通じ→この調達コードに合致した農畜水産物の食材の調達を通じ。 理由：調達コードでは、農業、畜産、水産物それぞれに言及しており、農産物等の表現では、農産物を主体とするかの印象や誤解を招く。	農産物等の中に、農業、畜産、水産物は含まれていると考えているため、原案どおりとさせていただきます。
66	P41 L16 「～労働力の確保や労働者の健康維持に貢献～」 (←「人件費の抑制」の削除)	当該箇所は営業時間の見直しによる経営側の人件費について記載したものであり、個別の労働者の賃金について記載したものではありません。 同文中に、「労働者の健康維持にも貢献する」と記載をしており、労働者側にも、メリットが

	理由：原案記述のように、深夜営業や 24 時間営業の見直しによって、稼働時間の圧縮にはつながるものと思われる。しかしながら、環境基本計画の内容は、国民総掛かりで行おうとしていて、職場においては労使一体で取り組むべきものもあるにもかかわらず、原案中の「人件費の抑制」は単に使用者側の立場からの記述であり、(深夜労働であるか長時間労働であるかを問わず)シフトに則って働く労働者側にとっての賃金は、あくまで「労働への対価」であり、記述のような「必要性の低い時間」帯であっても、その単価が下がることには直結しない。かつ、そもそも、「人件費の抑制」は「環境」基本計画において効果を見込むような課題ではないものと思料するため。	あるものとなっていると考えており、原案どおりとさせていただきます。
67	<p>P42 L33</p> <p>第五次基本計画の中では、マイクロプラスチックについて言及がなされていますが、マイクロプラスチックは海洋に限らず、湖、河川といった陸水においても大きな問題であることは世界的に認識されつつあります。そのため流域レベルでの把握、負荷の削減管理が求められていると思います。</p> <p>よって、“海洋の保全”だけではなく、P42L33 の”健全で豊かな水環境の維持・回復”などにも、文言を入れても良いのではないかと、思われます。</p>	マイクロプラスチックへの対応については、海洋、陸水ともに陸域における発生抑制等が重要であるものの、現在は国際的にも海洋ごみ対策の一環として主に取組が進められていることから、原案どおりとさせていただきます。
<p>第 2 部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第 2 章 重点戦略ごとの環境政策の展開</p> <p>5. 持続可能性を支える技術の開発・普及</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
68	<p>P46 L6</p> <p>次世代自動車にクリーンディーゼル車を含むことは同意できない。</p>	運輸部門からの二酸化炭素削減を図るため、クリーンディーゼル車は、エネルギー効率に優れた次世代自動車の一つとして、「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)に記載していることから、原案どおりとさせていただきます。

69	<p>P46 L11～14</p> <p>「地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指す」前提条件として、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に明記される「パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら」との長期目標の前提条件を追記すべきである。</p>	<p>本文中の「重点戦略を支える環境政策の展開」において「…また、同計画においては、「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的・戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。」としている。」と「地球温暖化対策計画」を引用し記載しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開</p> <p>6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
70	<p>P51 L37</p> <p>欧米には越境大気汚染条約があるが、アジア版の大気汚染防止条約が必要なのではないか。</p>	<p>アジア地域規模での広域的な大気環境管理を目指して、国連環境計画（UNEP）と連携している東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）やアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ（APCAP）など、多国間協力において最新情報の共有や意見交換等を行っているところです。頂いた意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
71	<p>P52 L10</p> <p>京都メカニズムでは、クレジットの供給過多で値崩れが生じたが、JCMでそれを防止する仕組みはあるのか。</p>	<p>二国間クレジット制度（JCM）は、途上国におけるプロジェクトの実施によるGHGの排出削減及び当該削減に係る我が国の貢献を定量的に評価し我が国の削減目標の達成に活用することを主目的としており、国際的なクレジットの取引は行わない制度として実施されております。したがって、京都メカニズムと異なり、JCMの下で発行されたクレジットを政府として買い取るものではありません。</p>

第2部 具体的な環境政策の展開

第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

1. 気候変動対策

	意見の概要	意見に対する考え方
72	<p>P54 L22～30</p> <p>地球温暖化対策計画に記載された2050年長期目標の3条件(全ての主要国が参加、主要排出国が能力に応じて排出削減、温暖化対策と経済成長を両立)および3原則(イノベーションの促進、国内投資の拡大・競争力強化、国民の知恵)を当計画に明記していただいたことを評価します。</p> <p>(計画案 54 ページ 22～30 行目)</p> <p>(理由)</p> <p>地球温暖化対策として、まず、わが国が全力を挙げて取り組むべき目標は、同対策計画に掲げられた中期目標「2030年度に2013年度比26%削減」であると考えます。</p> <p>同時に掲げられた長期目標「2050年度に80%削減」については、あくまで目指す方向性を示したものであり、当目標を記載する場合には、数字が独り歩きしないよう、同計画に記載された3条件(全ての主要国が参加、主要排出国が能力に応じて排出削減、温暖化対策と経済成長を両立)および3原則(イノベーションの促進、国内投資の拡大・競争力強化、国民の知恵)を合わせて明記することが重要であり、今回明記いただいたことを評価します。</p> <p>自動車業界といたしましても、引き続き自動車の燃費改善と次世代戦略車の開発をはじめ、エコドライブの啓発活動などを含めた取り組みにより、地球温暖化対策を強力に継続推進してまいります。</p>	<p>本計画にご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>当該箇所は地球温暖化対策計画の該当箇所を引用しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

73	<p>P54 L31～35</p> <p>「地球温暖化対策計画」では、「我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組等）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う」こととされている。我が国及び諸外国におけるカーボンプライシングの各種施策の蓄積や教訓があることだけでもって、「カーボンプライシングの導入を推進する」とも読み取れるような記載は極めて不適切である。</p>	<p>本計画ではカーボンプライシングの導入を決めたものではないため、原案どおりとさせていただきます。</p>
74	<p>P55 L2～6</p> <p>石炭火力発電へも大きな懸念を示しながら、エネルギーミックスを維持するのは二律背反。石炭火力発電は達成年を示して全廃するべきである。そうしないと地球温暖化対策計画も 2050 年削減目標も達成できない。</p>	<p>今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指すパリ協定とも整合するよう、火力発電からの排出を大幅に低減させていくことが必要であり、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
75	<p>P55 L2～10</p> <p>国のエネルギーミックス及び 2030 年度の CO2 削減目標とも整合する排出係数 0.37kg-CO2/kWh は、「電気事業における低炭素社会実行計画での自主的枠組みの目標」であること、また、この自主的枠組みの目標達成に向けては、「国は、省エネ法・高度化法などによる措置で支え、電力業界全体の取組の実効性と透明性を確保していく」旨を追記すべきである。</p> <p>○石炭火力発電を抑制していく一部先進国は、シェールガスや水力、原子力等の電力分野における石炭以外の安価で安定的なエネルギーがあること、また、欧州においては広域送電網が整備されていることなどエネルギーセキュリティが確保されているからに他ならない。なお、ドイツにおいては、再生可能エネルギーが増加しても石炭火力発電に依存せざる得ない状況が続いている。</p> <p>また、地球温暖化問題の本質的な解決のためには、国内の排出削減はもとより、</p>	<p>「先進国を中心に、石炭火力発電及びそれからの CO2 排出を抑制する動きがある」との記載は国際的な動向を客観的に記載したものであり、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、CO2 回収貯留技術については P46 に、火力発電に係る低炭素化は P70 に記載しており、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>とりわけ石炭に依存し排出量が急増している新興国・途上国を含めた世界全体の温室効果ガス排出量の大幅削減を行うことが急務であり、我が国としては、現在の最新技術のみならず、技術開発を進める次世代技術を含めて高効率火力発電技術の普及展開を促進し、海外の石炭火力発電の高効率化と地球規模での CO2 排出削減への貢献を両立していくべきである。</p> <p>したがって、我が国は一部先進国の情勢とは一線を画すべきであり、「先進国を中心に、石炭火力発電及びそれからの CO2 排出を抑制する動きがある」との記載は削除すべきである。</p> <p>○火力発電からの排出低減に向けては、「国は、最新鋭の発電技術の導入促進や二酸化炭素回収貯留（CCS）の実用化を目指した研究開発などを進める」旨を追記すべきである。</p>	
76	<p>P.55 L.2～23</p> <p>賛成・反対いろいろな意見があると思いますが、日本のエネルギー事情や低炭素社会の実現を考えれば、原子力は長期的な視点でも重要だと思います。再生可能エネルギーだけでは、私たちの生活に直結する安く安定的に長期にわたるエネルギー供給に不安があります。安全を最優先に、この先も一定の原子力発電を維持していただくことをお願いします。</p>	<p>原子力発電については、これまでの政府の方針等も踏まえ、記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
77	<p>P.55 L.2～23</p> <p>以下のとおり、修正してはどうか。</p> <p>特に石炭火力発電は他の火力発電と比べてもCO2排出量が多いことから、<u>一部の国では、石炭火力発電及びそれからのCO2排出を抑制する動きがあるものの、我が国は資源が乏しく、エネルギー自給率が低いという国情に鑑み、S+3Eのバランスに配慮しつつ、原子力をはじめとした非化石電源の活用や、火力発電設備の高</u></p>	<p>原子力の活用は P55 に、火力発電に係る高効率化による低炭素化は P70 に記載しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>効率化などの対策に取り組む必要がある。我が国においては、2030年度の削減目標及びエネルギーミックスとも整合する排出係数 0.37kg-CO₂/kWh の目標の達成に向けて取り組む。</p> <p>理由：石炭火力発電を抑制する動きが見られる諸外国では、他のエネルギー資源に恵まれている等背景があるものと思料。電源構成は我が国が資源に恵まれていない現状も踏まえ S+3E の観点からバランスのとれたものとすべきであり、左記の通り追記・修正すべき。</p>	
78	<p>P55 L14</p> <p>東日本大震災からの復興・創生を担う環境省が「原発の再稼働を進める」のは如何なものか。福島の前線で住民と向き合う職員のことを思うと、環境基本計画に明示する必要はない。</p>	<p>原子力発電については、これまでの政府の方針等も踏まえ、記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
79	<p>P55 L14</p> <p>「その際、<u>安全性の強化・確認を国の責任において行い、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得ることを前提とする。</u>」</p> <p>理由：大型の自然災害が不可避であるわが国において、ひとたび事故が起これば、人々の生活や健康、国土・海洋など広範な環境に甚大な被害をもたらす可能性があることが現実のものとなった。これに関し、原案「関係者の理解と協力を得るよう」については、意見のように内容を明示し、再稼働はそれを前提とする必要があるものとするため。</p>	<p>原子力発電については、これまでの政府の方針等も踏まえ、記述しており、原案どおりとさせていただきます。</p>
80	<p>P55 L11～15</p> <p>安全が確認された原子力発電所の円滑な再稼働に向けては、原子力発電の環境・エネルギー政策上の必要性や当該発電所の安全性などについて、国自らがその役割と責任をこれまで以上に明確にしながら、立地地域をはじめ広く国民に理解が得</p>	<p>原子力発電については、これまでの政府の方針等も踏まえ、記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>られるよう説明責任を果たすべきである。</p> <p>原子力発電は、既に利用可能な技術のなかでは、低炭素かつ運転コストが低廉なベースロード電源であり、長期間安定的な原子力発電の利用を確保することが、温室効果ガス削減のみならず、国民生活や経済、エネルギーの安定供給の面でも必要である。このため、今後国は、原子力発電の長期的に果たし得る役割を明らかにし、安全性が確認された原子力発電所の再稼働はもとより、40年超運転や新增設・リプレースについても必要な取組を進めるべきである。</p>	
81	<p>P55 L11</p> <p>原子力をベースロード電源としないでください。東日本大震災のことを考えると、原子力発電所の安全性は確保できないと思います。</p>	<p>原子力発電については、これまでの政府の方針等も踏まえ、記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
82	<p>P55 L11～15</p> <p>安全を大前提とした原子力発電の活用は、2030年のエネルギーミックス実現やそれ以降の温室効果ガス排出の大幅削減に向けても極めて重要なものであると認識。本記載は堅持いただくようお願いしたい。</p>	<p>原子力発電については、これまでの政府の方針等も踏まえ、記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>第2部 具体的な環境政策の展開</p> <p>第3章 重点戦略を支える環境政策の展開</p> <p>4. 環境リスクの管理</p>		
	意見の概要	意見に対する考え方
83	<p>P56 L31</p> <p>PM2.5も年平均値をWHOガイドラインにすることを計画に盛り込む。</p>	<p>我が国の大気環境基準は、国内外の科学的知見に基づき、中央環境審議会の専門委員会における議論を経て、設定されたものです。</p> <p>WHOガイドラインを含めた国際機関や諸外国の動向も参考にしつつ、引き続き、国内外における科学的知見の集積に努め、必要に応じて基準の再評価を検討してまいります</p>
84	P59 L31	PRTRデータの透明性・正確性や分かりやすい公表の重要性については認識しており、今後

	PRTR の排出量データについて時折時系列が不連続になっていることがあり、経時変化をみるのが難しい。	の施策の参考とさせていただきます
85	<p>P59 L39</p> <p>環境保全のための措置や被害者の救済のための費用が、汚染者負担の原則（正義と公平の原則）のもと成立したことを踏まえて、第 1 種公害指定地域の解除以降にぜんそく等の呼吸器疾病に罹患した患者の救済を改めて考えるべきである。また、国による医療費助成制度の創設は、「予防のための措置を適切に講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに被害者に対して迅速かつ公正に保護及び健康の確保を推進する」ことになる。</p>	<p>大気汚染については、NOX や SPM 等の濃度に低下傾向が見られており、健康影響との調査結果等も踏まえると、環境保健行政の観点からぜん息等の医療費助成制度を新たに創設するような状況にはないのではないかと考えています。引き続き、地域住民の健康状態と大気汚染との関係を注意深く観察してまいります。</p>
86	<p>P61 L8</p> <p>環境影響評価については「戦略的環境アセスメントの実施方策について検討する」ことも大事だが、神戸製鋼石炭火力発電所のアセスをめぐることは、事業者自身が商品データの改ざん・不正事件を起こし、アセス図書への信頼が崩れ再検証するという前代未聞の事件となった。性善説に基づいたアセス制度の根幹を揺るがす事態である。また、同社は大気汚染物質の総排出量など、市民が求める情報の開示も拒んだまま説明会を強行、説明会後に渋々追加資料として提出するなど不誠実極まりない態度を続けている。情報公開と市民参加はアセス法の基盤というべきもの。アセス制度の抜本的見直しが不可欠である。</p>	<p>環境影響評価制度においては、事業者自らによる正確な調査・予測・評価及び関係者への適切な情報提供・説明が大前提であり、ご指摘の点は重視しているところ、今後とも制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
87	<p>P.61、L.24</p> <p>①環境研究・技術開発の実施体制の整備</p> <p>L.30 また、研究開発の担い手となる民間企業や大学等の研究開発主体への研究開発支援を充実させ、</p> <p>→ 地方公共団体による研究活動に対する研究開発支援の拡充（たとえば国立環</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「また、研究開発の担い手となる民間企業や大学、<u>地方公共団体</u>等の研究開発主体への研究開発支援を充実させ、環境ビジネスの創出を含む環境産業や学術研究の振興を図る。」</p>

	境研究所などを通じて) についても触れるべきではないでしょうか?	
第2部 具体的な環境政策の展開		
第3章 重点戦略を支える環境政策の展開		
5. 各種施策の基盤となる施策		
	意見の概要	意見に対する考え方
88	<p>P61 L10～12</p> <p>“さらに、環境影響評価法の（中略）を検討する”を次のように修文すべきである</p> <p>“さらに、実施済みの事業を含め、環境影響評価法対象事業のアセスに関する環境調査結果の開示を検討するとともに、環境影響評価法の（中略）を検討する”</p> <p>理由：これまでアセス法の対象事業の環境調査結果は、個別企業の著作物として公開されていません。しかし本計画の文脈にある戦略アセスしかりゾーニングを各地域主体が進められるように、本当に考えているのであれば、予算のない彼らにとっては活用すべき貴重なデータであり、公開をさせる検討をすべきです。</p>	<p>環境調査結果等のアセス図書の公開の重要性については認識しており、ご意見も踏まえ、施策を検討してまいりたいと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
89	<p>P64 L3～11、P107 L3～11</p> <p>これまで長年、国家の基幹政策であるエネルギー政策を担い、国民生活の向上と経済発展を支えてきた福島の復興・再生に向けては、地域住民の健康不安と風評被害の払しょくが極めて重要な課題である。放射線による健康・食品・農林水産物などへの影響に関して、科学的事実関係やデータ等の提示だけでなく、関係自治体や地域住民の思いに寄り添いつつ、国民に対して丁寧な広報・リスクコミュニケーション活動を積み重ねるなど、健康不安と風評被害の払しょくに国が全力を尽くすべきである。</p>	<p>2017年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」が策定され、政府として必要な風評払拭に全力で取り組むことが示されたところです。環境省としましても、風評払拭の観点も含めたリスクコミュニケーションに取り組んでいるところであり、今後も関係省庁や福島県等とも協力・連携しつつ、本戦略に基づき、リスクコミュニケーションに関する取組を強化してまいります。</p>
第3部 計画の効果的実施		
1. 計画の効果的実施		

	意見の概要	意見に対する考え方
90	<p>P66 L16</p> <p>「その際、本計画の進捗状況、環境の状況、関係当事者との対話等を踏まえて必要に応じて計画の改善を行い、これらを踏まえ、関係する機関の適切な連携の下で～」(←「関係当事者との対話」を改めて位置づける)</p> <p>理由：環境基本計画(案)では、各主体間の「対話と共考」、「相互信頼」、「パートナーシップ」の重要性について累次の記述があるが、本項の「政府による『計画の効果的实施』」にあっても、これをベースとした施策運営について述べておく必要があると考えるため。</p>	<p>本計画の進捗状況、環境の状況などには、関係当事者との対話により把握する状況なども含まれるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
91	<p>P67 L1～16</p> <p>国民生活や経済成長、産業の競争力に密接に関わる環境政策は、S + 3 Eの同時達成を目指すエネルギー政策と表裏一体の関係であり、「環境と経済の両立」を大前提とし、各種施策を所管する関係府省との緊密な連携を図り、政府一体となって、「エネルギー基本計画(2014年4月閣議決定)」や「長期エネルギー需給見通し(2015年7月閣議決定)」、「地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)」をはじめとする他の重要政策との整合を図り、地に足の着いた議論を深化すべきである。</p>	<p>本計画の掲げる、環境・経済・社会の統合的向上の実現に向け、関係府省との緊密な連携を図っていくこととしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
第4部 環境保全施策の体系		
	意見の概要	意見に対する考え方
92	<p>P76 L4～6</p> <p>また、漁業等の従来の活動に加えて(中略)人間活動と海洋における生物多様性の保全との両立を図る。→また、関係省庁と協力・連携しながら、漁業等の従来活動に加えて(中略)人間活動と海洋における生物多様性の保全との両立を強化する。</p> <p>理由：沿岸海洋の管理は他省庁の管轄になっていることもあり、効果的な海洋保全</p>	<p>P17において、国の役割として「政府内で緊密な連携を図りつつ、」としている通り、ご指摘の箇所に限らず、環境政策の推進全般に渡って関係省庁間での協力・連携は重要と認識しています。</p>

	には他省庁（水産庁、国道交通省など）との連携は必要不可欠である。また今以上の積極的な取り組みが求められることから強化するとすべきである。	
93	P76 L11～16 「①絶滅のおそれのある種の保存」について、改正種の保存法に基づき、2020年までに300種、2030年までに更に400種を指定する旨、記述を加えるべきである。	国内希少野生動植物種の指定や保全等は、生物多様性保全上重要であることを認識し、毎年40～50種程度の指定を進めているところでありますので、原案どおりとさせていただきますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
94	P76 L25～29 37ページ（4～9行目）の記述に対し提示した意見ならびに修正文案を踏まえ、『これらの捕獲の担い手の確保・育成、捕獲技術の開発、生息環境の整備・保全、被害防除、広域的な保護管理等の取組を進める。また、「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」の議論を踏まえ、2019年度にジビエ利用量を倍増させる等の目標が掲げられ、環境省としても、ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成等の取組を進めジビエ利用拡大を図る。』の部分におきましても、下記の表記とすることを提案致します。 修正文案：「これらの捕獲の担い手の確保・育成、捕獲体制の整備、捕獲技術の開発、生息環境の整備・保全、被害防除、集中的かつ広域的な保護管理等の取組を進める。また、「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」の議論ならびに自然資源管理に関わる学術的議論を踏まえ、環境省としても、捕獲鳥獣の利用に関わる研究や捕獲従事者の育成等の取組を推進し、計画的・持続的な利用システムの充実を図る。」	ご意見を踏まえ、他の意見と合わせ、「捕獲体制の整備」については、37ページ 4～5行目を以下のとおり修正いたします。 「捕獲活動の一層の強化に向け、各種捕獲制度ごとに異なる目的や機能を踏まえ、それぞれに応じた捕獲従事者の育成・確保を進める等、捕獲体制の整備を図る。」 ・また、ジビエ等への活用が、捕獲強化対策の一助となることが期待されることから、本項では簡潔に、利用の促進について記載をしております。
95	P76 L31～36 外来種対策に、国内移動の外来種についても取り組むことを明記すべきである。	生態系等に影響を与えるおそれのある外来生物については必要に応じて特定外来生物に指定し、国内移動を含めた飼養や譲渡し等の規制を行っているところであり、原案においても「特定外来生物の輸入・飼養等の規制」と明記していることから、原案どおりとさせていただきます

		ますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
96	<p>P77 L18～25</p> <p>以下を加筆する。天然漁業・養殖業では生物多様性や資源管理に配慮した MSC (海洋管理協議会) 認証や ASC (水産養殖管理協議会) 認証などの水産エコラベルの普及・推進を図りとともに、水産業者が環境配慮型漁業・養殖業に積極的に取り組むことができる環境整備を図る。</p> <p>理由：水産業は水域に限らず、時として飼料原料調達を通じて陸域の生物多様性にも影響を与える。東京オリンピックを契機として持続可能な農林水産業の普及拡大が見込まれることもあり、水産エコラベルの普及や取得のための施策の推進が望まれる。</p>	<p>P40 において、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、環境保全や生態系との調和等に配慮して生産された農林水産物の利用の拡大やそれらに配慮して生産されたことを示す認証の普及を推進する。」と記載しており、ご指摘は本計画に記載されているものと考えます。</p> <p>なお、「水産基本計画」(平成 29 年 4 月閣議決定)において、「我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうためにも、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すエコラベルの普及を、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ促進していく。」としており、農林水産省においても水産エコラベルを推進しているところです。</p>
97	<p>P80 L32</p> <p>「循環資源の性質」について、貿易財についても「地産地消」することが正であるかのような誤った調達行動を誘発する懸念があるため、鉄鋼など製品そのもののみならずスクラップ材も貿易財となり得る素材については、原案の対象とはなり得ないことを本文若しくは脚注で明記するべきである。</p>	<p>地域循環共生圏の形成に当たっては、地産地消することだけでなく、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど、最適な規模で循環させることが重要としており、その趣旨が明確となるよう以下の通り、該当ページを修正します。</p> <p>P20</p> <p>原文</p> <p>地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより重層的な循環型の地域づくりを進めていくという</p> <p>修正</p> <p>狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど最適な規模で循環させていくことにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという</p>

		<p>P21</p> <p>原文</p> <p>物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、資源循環を進め、</p> <p>修正</p> <p>物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環を進め、</p> <p>P80</p> <p>原文</p> <p>地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより重層的な循環型の地域づくりを進めること</p> <p>修正</p> <p>狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど最適な規模で循環させることにより重層的な循環型の地域づくりを進めること</p>
98	<p>P.92、L.37-39</p> <p>⑤その他の対策</p> <p>「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」（平成2年法律第55号）に基づき、スパイクタイヤ粉じんの発生防止対策を推進する。</p>	<p>法律上の措置は継続していますが、同法の施行から25年以上が経過し、ご指摘のとおり、スパイクタイヤは現在ほとんど使用されていない状況であることから、本記述は削除します</p>

	→ 同法律により現在スパイクタイヤは生産されておらず、ほとんど使用されていないと考えます。ここに一文を掲げる必要があるでしょうか？	
99	<p>P100 L8～16</p> <p>我が国において環境技術を開発・普及させるためには高品質で安価なエネルギーの安定供給が必要不可欠である。炭素税や排出量取引といった規制的手法に拠る「経済的手法」「環境負荷による社会的コスト（外部不経済）の内部化」は、カーボンプライシングに伴う電力コストの上昇などにより経済、企業活動に追加的負担をもたらし、企業の革新的な環境技術の開発・普及の投資意欲を奪い、イノベーションを阻害するものであることから、規制的手法に拠ることなく環境技術の開発・普及を支援する取組に注力すべきである。</p>	当該記述については、特定の政策分野（地球温暖化対策）のみを念頭に置いたものではなく、環境政策全般に関する記述であるため、原案どおりとさせていただきます。
100	<p>P104 L4～7</p> <p>以下のとおり、修正してはどうか。</p> <p>社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、</p> <p>理由：分散型のエネルギーシステムの有効性が認識されたという根拠が明確でなく、記述は適切ではないため表現を修正。</p>	再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源などからの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものと認識しております。この点については、「エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）」においても、東日本大震災で露呈したエネルギー供給の不安定性に対して、様々なエネルギー源を組み合わせることで対応力を強化することも可能な分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたとされているところ、原案どおりとさせていただきます。